

品川区耐震シェルター等設置支援事業実施要綱

制定	平成 19 年 1 月 7 日	区長決定
		要綱第 13 号
改正	平成 21 年 4 月 1 日	要綱第 431 号
改正	平成 22 年 3 月 18 日	要綱第 34 号
改正	平成 23 年 4 月 1 日	要綱第 49 号
改正	平成 25 年 4 月 1 日	要綱第 47 号
改正	平成 27 年 2 月 23 日	要綱第 54 号
改正	令和 3 年 3 月 25 日	要綱第 40 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、高齢者等が居住している住宅について、耐震シェルター等を設置する経費を助成することにより、耐震シェルター等の設置の促進を図り、もって地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 建築基準法施行令の一部を改正する政令（昭和 55 年政令第 196 号）の施行日（昭和 56 年 6 月 1 日）前に建築工事に着手した区内の戸建て木造住宅（一戸建て住宅、長屋または共同住宅）をいう。ただし、建物の階数は 2 以下とする。
- (2) 品川シェルター 区が独自に開発した耐震シェルターをいう。
- (3) 耐震シェルター等 地震発生時に居住している住宅の倒壊から自らの生命を守るための装置で、東京都が安価で信頼できるとして都民に公表しているものおよび品川シェルターをいう。
- (4) 耐震シェルター等設置業者 耐震シェルター等を作製および設置する工務店等をいう。

(対象住宅)

第 3 条 設置の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 品川シェルターにあっては、65 歳以上の高齢者のいる世帯その他シェルター等にあっては、65 歳以上のみで構成する世帯または身体障害者（障害等級 2 級以上）のいる世帯が居住している住宅。
- (2) この要綱による助成金の交付を受け耐震シェルター等の設置がされていない住宅。
- (3) 品川区住宅・建築物耐震改修等支援事業実施要綱（平成 20 年品川区要綱第 11 号）による助成金交付の決定を受けていない住宅

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に規定する対象要件に該当しない住宅のうち、区長が必要と認めるものについては対象住宅とすることができる。

(助成対象者)

第 4 条 助成対象者は、対象住宅に居住する世帯の代表者で、世帯所得の合計が品川シェルターにあっては年間 600 万円未満、その他シェルター等にあっては年間 200 万円未満であるものとする。

(助成対象経費)

第 5 条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、耐震シェルター等

の設置に要する費用とする。

(助成金の交付額等)

第6条 耐震シェルター等の設置に対する助成額は、助成対象経費の全額とする。ただし、品川シェルターにあつては50万円、その他のシェルター等にあつては30万円を限度とし、その額の算定については、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(助成申請および交付決定)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、耐震シェルター等設置助成申請書(第1号様式)により申請を行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる関係書類を添付して区長に申請しなければならない。

(1) 当該住宅の登記事項証明書、権利書その他住宅の所有および建築年を確認できる書類

(2) 住民票の写しおよび身体障害者手帳(障害等級2級以上)の写し等、第3条第1項第1号の要件が確認できる書類

(3) 課税証明書または非課税証明書の写し等、第4条第1項第1号の要件が確認できる書類

(4) 耐震シェルター等を設置することについて、建物所有者が承諾していることを確認できる書類(助成対象者と建物所有者が異なる場合に限る。)

3 区長は、前項の申請書を受理したときは、当該申請に係る内容を審査し、助成対象になることを決定した者については、耐震シェルター等設置助成対象確認通知書(第2号様式)により、対象にならないことを決定した者については、耐震シェルター等設置助成対象にならない旨の通知(第3号様式)により通知するものとする。

(契約完了届の提出)

第8条 前条第3項の規定により通知を受けた助成対象者(以下「助成決定者」という。)は、速やかに耐震シェルター等設置業者と耐震シェルター等の設置に係る契約を締結し、耐震シェルター等設置に係る契約完了届(第4号様式)に、その契約書の写しを添付して区長に届け出なければならない。

(変更および取り下げ等)

第9条 助成決定者は、助成申請の内容を変更するとき、当該申請を取り下げるときまたは設置を取りやめるときは、耐震シェルター等設置助成申請変更・取下げ届(第5号様式)により、区長に届け出なければならない。

2 区長は、前項の届出があつたときは、その内容を審査し、変更、取下げ、取りやめを承認したときは、耐震シェルター等設置助成申請変更・取下げ等承認通知書(第6号様式)により、助成決定者に通知するものとする。

(助成金の交付申請)

第10条 助成決定者は、耐震シェルター等の設置が完了したときは、耐震シェルター等設置助成金交付申請書(第7号様式)により、次に掲げる関係書類を添付して区長に対し申請しなければならない。

(1) 設置に要した経費の請求書その他設置経費が確認できる書類の写し

(2) 設置前、設置中および設置完了後の助成対象建築物の写真(日付のわかるもの)

(3) 前各号に掲げるもののほか区長が必要と認める図書

(助成金の交付決定)

第11条 区長は、前条の規定による届出を受理したときは、その内容を審査し、助成金を交付すると決定したときは、耐震シェルター等設置助成金交付決定通知書(第8号様式)により、助成金を交付しないと決定したときは、耐震シェルター等設置助成金不交付決定通知書(第9号様式)により申請者に通知する

(助成金の交付)

第12条 前条の規定による通知を受けた助成決定者は、速やかに耐震シェルター等設置助成金交付請求書(第10号様式)により、区長に助成金の交付を請求しなければならない。この場合において、助成決定者は、助成金の受領を耐震シェルター等設置業者等に委任することができる。

2 区長は前項の規定による請求があったときは、助成金を交付するものとする。

(助成金交付決定の取消し)

第13条 区長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の一部または全部を取り消すことができる。

(1) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定をうけたとき。

(3) 法令またはこの要綱の規定に違反したとき。

(4) その他区長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定の一部または全部を取り消したときは、耐震シェルター等設置助成金交付決定取消通知書(第11号様式)により、助成決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第14条 区長は、前条第1項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、耐震シェルター等設置助成金返還請求書(第12号様式)により、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(報告および検査等)

第15条 区長は、この要綱による助成金の交付に関し必要があると認めるときは、助成決定者に対し、報告を求め、または検査し、若しくは調査することができる。この場合において、助成決定者は、これに協力しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱による事業の施行に必要な事項は、都市環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

耐震シェルター等設置助成申請書

年 月 日

品川区長 へ

申請者 住所

氏名

電話 ()

耐震シェルター等の設置について、助成を受けたいので、下記のとおり申請します。

建築物の用途	・専用住宅 ・併用住宅 ・長屋 ・アパート
建築物の所在地	地名地番 品川区 丁目 番 住居表示 品川区 丁目 番 号
建築物の所有者 (申請者と建物所有者が異なる場合)	〒 住所 氏名 電話 ()
建築確認	年 月 日 第 号
検査済証	有 ・ 無 年 月 日 第 号
建築年月	年 月 竣工
構造・規模	木造 地上 階 (地下 階) 延べ面積 m ²
家族構成・年齢等	
年間所得額	円
その他	

- ※ 建築物が確認できる書類として、建築確認書、登記事項証明書または権利書等を提示すること。
- ※ 対象者が確認できる書類として、住民票の写しまたは身体障害者手帳（障害等級2級以上）の写しを添付すること。
- ※ 所得が確認できる書類として、世帯を構成する全員分の課税証明書または非課税証明書を添付すること。
- ※ 耐震シェルターを設置する場所が確認できる図面を添付すること。

耐震シェルター等設置助成対象にならない旨の通知

第 年 月 日
第 年 月 日

様

品川区長

年 月 日付第 号で申請のあった品川区耐震シェルター等設置支援事業実施要綱に基づく耐震シェルター等設置助成について、下記の理由により助成対象にならないことを決定しましたので通知します。

記

不承認理由

耐震シェルター等設置に係る契約完了届

年 月 日

品川区長 あて

届出者 住 所

氏 名

電 話 ()

年 月 日付第 号で対象確認通知のあった、耐震シェルター等の設置について下記により工事請負契約等を締結したので報告します。

記

1. 工事請負等業者名
2. 工事請負等契約金
3. 工事請負等契約書 別紙（写し）のとおり

耐震シェルター等設置助成申請変更・取下げ届

年 月 日

品川区長 へ

届出者 住 所

氏 名

電 話 ()

年 月 日付第 号で対象確認通知のあった、耐震シェルター等設置助成について、下記により申請の変更・取下げ届出をします。

記

1. 変更内容等
2. 変更・取り下げの理由
3. 添付書類

耐震シェルター等設置助成申請変更・取下げ等承認通知書

第 号
年 月 日

様

品川区長

年 月 日付第 号で届出があった耐震シェルター等設置助成~~金~~
毎申請変更・取下げ届について、下記により承認したので通知します。

記

1. 建築物所在地

2. 変更内容等

耐震シェルター等設置助成金交付申請書

年 月 日

品川区長 へ

住 所

氏 名

年 月 日付第 号により耐震シェルター等設置助成対象確認通知のあった耐震シェルター等設置工事が完了したため、助成金の交付を申請します。

記

1 助成金交付予定額 ¥

2 耐震シェルター等設置費用金額 ¥

3 助成対象者

(1) 住 所 品川区 丁目 番 号

(2) 申請者氏名

4 添付書類

(1) 設置に要した経費の請求書その他設置経費が確認できる書類の写し

(2) 設置前、設置中および設置完了後の助成対象建築物の写真（日付のわかるもの）

(3) 前各号に掲げるもののほか区長が必要と認める図書

5 その他

耐震シェルター等設置助成金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

品川区長

年 月 日付 第 号で申請のあった、耐震シェルター等の設置について、助成金の交付を下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 助成金限度額 ¥
（シェルター等設置費 ¥ ）
- 2 助成対象の内容等
交付申請書記載のとおり
- 3 助成条件
品川区耐震シェルター等設置支援事業実施要綱を遵守すること。

耐震シェルター等設置助成金不交付決定通知書

第 年 月 日 号

様

品川区長

年 月 日付第 号で申請のあった耐震シェルター等設置助成金の
交付について下記の理由により助成金の不交付を決定しましたので通知します。

記

1 助成対象者

(1) 住 所 品川区 丁目 番 号

(2) 申請者氏名

2 不交付理由



耐震シェルター等設置助成金交付請求書

年 月 日

品川区長 へ

申請者 住所
氏名
電話 ()

印

年 月 日付第 号により交付決定を受けた耐震シェルター等設置助成金について、交付を受けたいので下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 ¥

2 振り込み口座名

金融機関名 _____ 銀行 _____ 普通
信用金庫 _____ 支店 当座
信用組合

口座番号 _____

フリガナ

口座名義 _____

耐震シェルター等設置助成金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

品川区長

年 月 日付第 号で申請のあった品川区耐震シェルター等設置
支援事業実施要綱に基づく、耐震シェルター等設置助成について、助成金の交付決定を下
記のとおり

取消したので通知します。

記

1. 建築物所在地
2. 取消事由

第12号様式（第14条関係）

耐震シェルター等設置助成金返還請求書

第 号
年 月 日

様

品川区長

耐震シェルター等設置助成金について、下記により返還して下さい。

記

- 1 返還金額 ¥ _____
- 2 返還期限 年 月 日まで
- 3 返還理由